

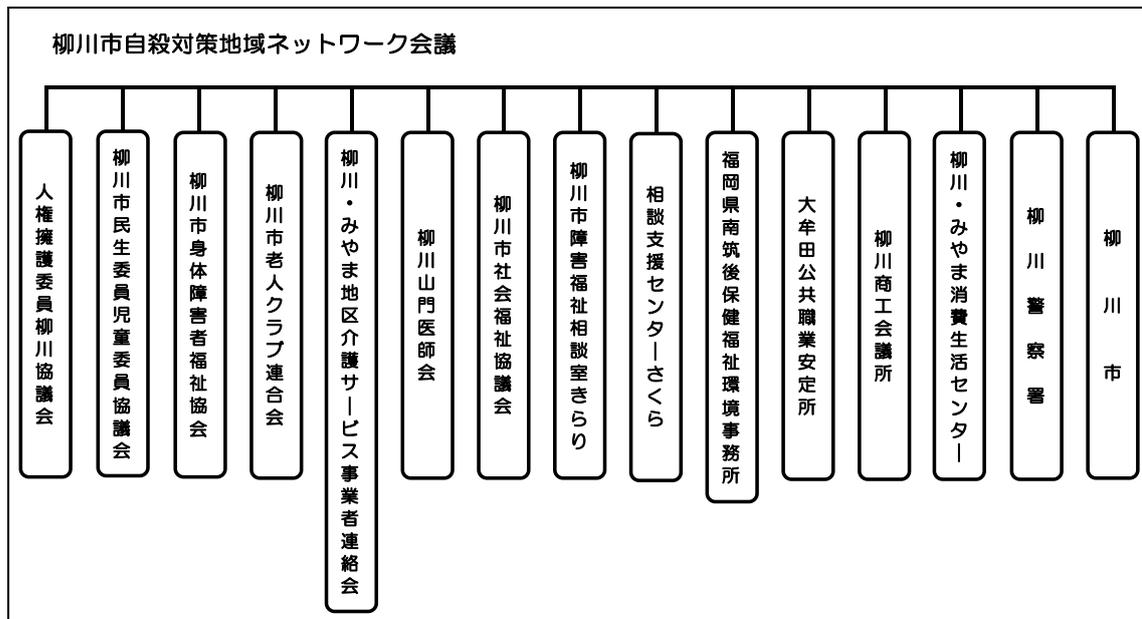
第5章

自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

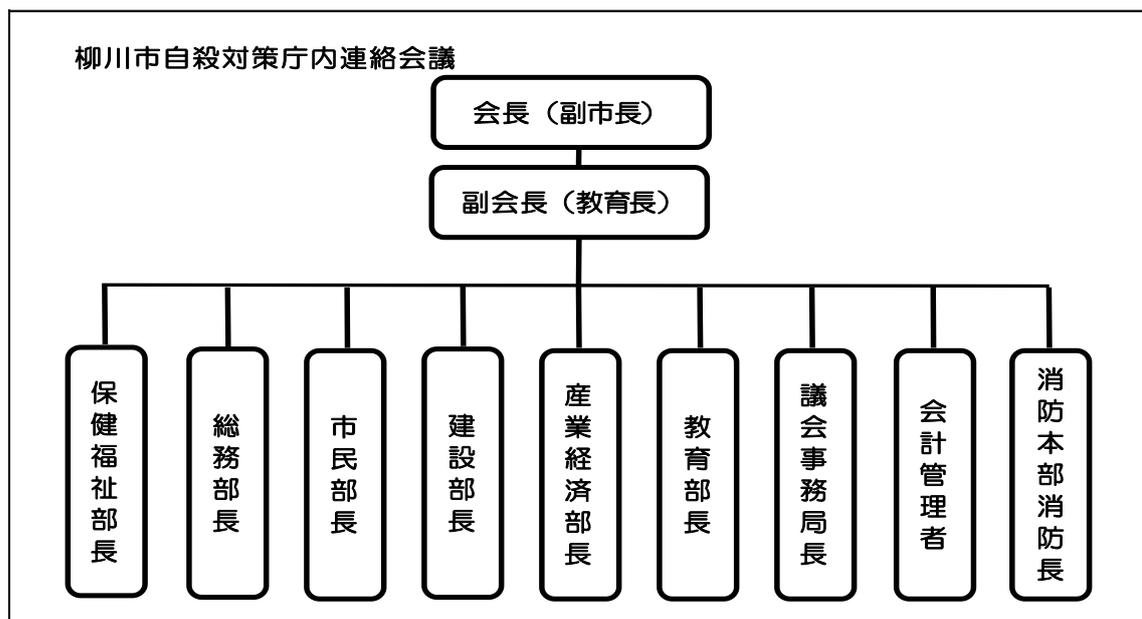
(1) 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議

関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、庁内外の関係機関や民間団体等と緊密な連携を図るため、庁内外の関係機関等を構成員としています。自殺対策の総合的な推進と自殺対策計画の策定・進捗管理、啓発・広報などを行います。



(2) 柳川市自殺対策庁内連絡会議

副市長が会長、教育長が副会長を務め、自殺対策を総合的かつ円滑に推進する機関です。すべての部局の長により構成されています。連絡会議では、自殺対策計画の策定、自殺対策の推進評価と必要な調整を行います。



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議において、具体的な取組状況を把握し、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署、関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図っていきます。

